2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者(以下「単体」という。)又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人山形大学長から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第５条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において管工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争)参加資格認定通知書の記２の点数）が単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,150点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。

⑷　平成13年度以降に元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

①　単体又は共同企業体の代表者鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上２階建以上かつ延べ面積12,000㎡以上の病院の新営又は改修機械設備工事

②　代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積6,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎又は事務所の新営又は改修機械設備工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても、同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は､施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷①に掲げる工事の施工の経験を有する者であること。

なお、監理技術者を配置する場合の監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑿　本学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（上記２⑷の基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は､「価格」及び「技術提案書」をもって入札を行い、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与える。なお､「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は､「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者で、提案の内容により、評価項目毎に優／良＋／良／良－／可で評価する。

②　「工事全般の施工計画」に関しては、提案の内容により、優／良＋／良／良－／可／不適切（欠格）で評価する。

③　各評価項目の合計評価点数（最高30点）の加算点を与える。②において「不適切（欠格)」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における「技術提案書」については、以下の項目について評価する。

①　環境の維持

②　交通の確保

③　省資源、リサイクル対策

④　施工上配慮すべき事項等の技術的所見

詳細については、入札説明書による。

⑷　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が、実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒990―8560 山形県山形市小白川町一丁目４番12号　国立大学法人山形大学施設部施設企画課総務・工事経理担当　電話023―628―4083

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法　平成23年９月１日（木）から平成23年９月22日（木）まで上記４⑴に同じ。交付に当たっては、実費（約33,000円）により交付する。

⑶　競争参加資格確認申請書及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法　平成23年９月２日（金）から平成23年９月22日（木）午後５時00分まで上記４⑴に同じ持参すること。

⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記４⑶に同じ。

⑸　入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成23年11月１日(火)午後５時00分まで、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参すること（郵送による提出は認めない。)。

開札は、平成23年11月２日（水）午後３時00分。国立大学法人山形大学施設部にて行う。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、落札者が契約を結ばない場合は、国立大学法人山形大学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。